

鳥取県建築士法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第100号

鳥取県建築士法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県建築士法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県建築士法施行細則(昭和25年鳥取県規則第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示、削除条等並びに書式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示、追加条等並びに書式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中書式の表示に下線が引かれた書式(以下この条において「移動書式」という。)に対応する同表の改正後の欄中書式の表示に下線が引かれた書式(以下この条において「移動後書式」という。)が存在する場合には、当該移動書式を当該移動後書式とし、移動書式に対応する移動後書式が存在しない場合には、当該移動書式を削り、移動後書式に対応する移動書式が存在しない場合には、当該移動後書式を加える。

改正後	改正前
<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、<u>第1号書式</u>による免許申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、<u>住所地を所管する総合事務所(住所地が、八頭郡である場合にあっては東部総合事務所、日野郡である場合にあっては西部総合事務所。以下「所管総合事務所」という。)</u>の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は<u>第1号書式</u>による免許申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本を添え<u>住所地を所管する総合事務所長(住所地が、八頭郡である場合にあっては東部総合事務所長、日野郡である場合にあっては西部総合事務所長。以下「所管総合事務所長」という。)</u>を経由してこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(登録の申請)</p> <p><u>第1条の2 法第23条第1項又は第3項の規定によって建築士事務所の登録を受けようとする者は、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第20条の</u></p>

(免許)

第2条 知事は、第1条の規定による申請があった場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が2級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、それぞれ法第5条第1項の2級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」と総称する。）に登録し、所管総合事務所の長を経由して申請者に第2号書式による2級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」と総称する。）を交付する。

2 知事は、前項の場合において、申請者が2級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し免許申請書を所管総合事務所の長を経由して申請者に返却する。

(登録事項)

第3条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 氏名及び生年月日

(3) 略

(4) 法第10条第1項の規定による戒告、業務停止又は免許の取消しの処分及びこれらの処分を受けた年月日

(5) 法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にとっては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

(6) 法第22条の2第1号から第3号までに定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

規定による登録申請書等を所管総合事務所長に提出しなければならない。

(免許)

第2条 知事は第1条の規定による申請があった場合においては免許申請書の記載事項を審査し申請者が2級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、それぞれ法第5条第1項の2級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録し、かつ、所管総合事務所長を経由して申請者に第2号書式による2級建築士免許証又は木造建築士免許証を交付する。

2 知事は前項の場合において、申請者が2級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し免許申請書を所管総合事務所長を経由して申請者に返却する。

(事務所登録の通知)

第2条の2 法第23条の3第2項の規定による登録の通知は第5号書式により所管総合事務所長が交付する。

2 法第23条の4第3項の規定により登録を拒否した場合における通知は、前項に準じてこれを行う。

3 法第23条の8及び法第26条の規定により登録を抹消され、又は取り消された場合においては、第1項の登録通知書を所管総合事務所長に返納しなければならない。

(登録事項)

第3条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 本籍地の都道府県名（日本の国籍を有しない者にとってはその者の有する国籍名）、氏名及び生年月日

(3) 略

(4) 法第10条第1項の規定による戒告又は業務停止の処分及びこれらの処分を受けた年月日

(住所等の届出)

第4条 法第5条の2の規定による届出は、第3号書式による届出書を所管総合事務所の長を経由して知事に提出してしなければならない。

(登録事項の変更)

第5条 2級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に免許証を添え、その旨を所管総合事務所の長を経由して知事に届け出なければならない。
2 知事は、前項の届出があった場合においては、名簿を訂正し、及び必要に応じて免許証を書き換えて、所管総合事務所の長を経由して申請者に交付する。

(再交付の申請)

第6条 2級建築士又は木造建築士は、免許証を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証を添え、所管総合事務所の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。
2 2級建築士又は木造建築士は、第1条第1項の規定によって免許証の再交付を申請した後失った免許証を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、これを所管総合事務所の長を経由して知事に返納しなければならない。

(名簿の閲覧)

第7条 名簿は、鳥取県生活環境部住宅政策課及び所管総合事務所の生活環境局建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。

(免許の取消しの申請及び免許証の返納)

第8条 2級建築士又は木造建築士は、免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に免許証を添え、これを所管総合事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。

(登録簿等の閲覧)

第3条の2 法第23条の9各号に掲げる登録簿等の書類は、鳥取県生活環境部住宅政策課並びに鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所及び鳥取県西部総合事務所の生活環境局建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。

(登録事項の変更)

第4条 2級建築士又は木造建築士は第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に免許証を添え、その旨を所管総合事務所長を経由して知事に届け出なければならない。
2 知事は前項の届出があった場合においては、名簿を訂正し、かつ、免許証を書き換えて、所管総合事務所長を経由して申請者に交付する。

(再交付の申請)

第5条 2級建築士又は木造建築士は免許証を汚損し又は失った場合においては、遅滞なく免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証を添え、所管総合事務所長を経由してこれを知事に提出しなければならない。
2 2級建築士又は木造建築士は第1条第1項の規定によって免許証の再交付を申請した後失った免許証を発見した場合においては、発見した日から10日以内に所管総合事務所長を経由してこれを知事に返納しなければならない。

(免許の取消しの申請及び免許証の返納)

第6条 2級建築士又は木造建築士は、免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に免許証を添え所管総合事務所長を経由して、これを知事に提出しなければならない。

2 法第8条の2の規定による届出は、所管総合事務所の長を経由して知事に対して行わなければならない。

3 2級建築士又は木造建築士が失そう宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失そうの届出義務者は、失そう宣告の日から30日以内に、その旨を所管総合事務所の長を経由して知事に届け出なければならない。

4 法第9条第1項又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された者は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を所管総合事務所の長を経由して知事に返納しなければならない。

（登録の抹消）

第9条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があった場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 知事は、前項の規定によって登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存する。

（免許証の領置）

第10条 知事は、法第10条第1項の規定によって2級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該2級建築士又は木造建築士に対して免許証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

（2級建築士試験及び木造建築士試験の方法）

第11条 略

（学科の試験の免除）

第12条 略

2 法第8条の2の規定による届出は、所管総合事務所長を経由して、知事に届け出なければならない。

3 2級建築士又は木造建築士が失そう宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失そうの届出義務者は、失そう宣告の日から30日以内にその旨を所管総合事務所長を経由して、知事に届け出なければならない。

4 2級建築士又は木造建築士が法第9条第1項又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証を所管総合事務所長を経由して知事に返納しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 知事は免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があった場合においては、登録を抹消しその名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 知事は前項の規定によって登録を抹消した名簿を抹消した日から5年間保存する。

（住所等の届出）

第8条 法第5条の2の規定による2級建築士又は木造建築士の届出は第3号書式の住所等（変更）の届出により所管総合事務所長を経由して知事に届け出なければならない。

（変更等の届出及び業務に関する報告書の提出）

第8条の2 法第23条の5及び法第23条の7の規定による届出並びに法第23条の6の規定による報告書の提出は、所管総合事務所長に対して行わなければならない。

（免許証の領置）

第9条 知事は法第10条第1項の規定によって2級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該2級建築士又は木造建築士に対して免許証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

（2級建築士試験及び木造建築士試験の方法）

第10条 略

（学科の試験の免除）

第11条 略

(試験期日等の公告)

第13条 2級建築士試験及び木造建築士試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項は、知事があらかじめ県公報で公告する。

(受験申込書)

第14条 2級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関(法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。))が2級建築士等試験事務(2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務をいう。以下同じ。))を行うものを除く。)を受けようとする者は、第4号書式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 第5号書式による実務の経験を記載した書類

(3) 略

2 指定試験機関が2級建築士等試験事務を行う2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、指定試験機関の試験事務規程の定めるところにより、受験の申込みを行わなければならない。

(合格公告及び通知)

第15条 略

(受験者の不正行為に対する措置)

第16条 知事は、不正の方法により2級建築士試験又は木造建築士試験を受け、又は受けようとした者に対し、当該試験を受けることを禁じ、又はその合格を無効とすることができる。

2 指定試験機関は、2級建築士等試験事務の実施に関し、前項に規定する知事の職権を行うことができる。

3 略

(指定の申請手続)

第17条 法第15条の6第2項に規定する申請は、次の事項を記載した申請書を知事に提出してしなければならない。

(1)~(3) 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 定款及び登記簿の謄本

(試験期日等の公告)

第12条 2級建築士試験及び木造建築士試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項は、知事があらかじめ公報で公告する。

(受験申込書)

第13条 2級建築士試験又は木造建築士試験(法第15条の17第1項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。))が2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「2級建築士等試験事務」という。))を行うものを除く。)を受けようとする者は、第6号書式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 第4号書式による実務の経験を記載した書類

(3) 略

2 指定試験機関が2級建築士等試験事務を行う2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、受験申込書に、前項各号に掲げる書類を添えて、指定試験機関の定めるところにより、これを指定試験機関に提出しなければならない。

(合格公告及び通知)

第14条 略

(受験者の不正行為に対する措置)

第15条 知事は、不正の方法により2級建築士試験又は木造建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、当該試験を受けることを禁じ、又はその合格を無効とすることができる。

2 指定試験機関は、2級建築士等試験事務の実施に関し前項に規定する知事の職権を行うことができる。

3 略

(指定の申請手続)

第16条 法第15条の17第2項に規定する申請は、次の事項を記載した申請書を知事に提出してなければならない。

(1)~(3) 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

(2)～(9) 略

(10) 法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

(11) 役員が法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロに該当しないことを誓約する書類

(12) 略

(名称等の変更の届出手続)

第18条 法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出は、次の事項を記載した届出書を知事に提出してしなければならない。

(1)～(3) 略

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第19条 法第15条の6第3項において準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 前項の申請書には、選任の場合にあっては、選任しようとする者の就任承諾書及びその者が法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロに該当しないことを誓約する書類を添えなければならない。

(試験委員の選任及び解任の届出手続)

第20条 法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第3項の規定による届出は、次の事項を記載した届出書を知事に提出してしなければならない。

(1)～(3) 略

(試験事務規程の認可の申請)

第21条 法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、申請書に、試験事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(2)～(9) 略

(10) 法第15条の17第5項において準用する法第15条の6第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

(11) 役員が法第15条の17第5項において準用する法第15条の3第2項第4号イ又はロに該当しないことを誓約する書類

(12) 略

(名称等の変更の届出手続)

第17条 法第15条の17第5項において準用する法第15条の4第2項の規定による届出は、次の事項を記載した届出書を知事に提出してしなければならない。

(1)～(3) 略

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第18条 法第15条の17第5項において準用する法第15条の5第1項の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 前項の申請書には、選任の場合にあっては、選任しようとする者の就任承諾書及びその者が法第15条の17第5項において準用する法第15条の3第2項第4号イ又はロに該当しないことを誓約する書類を添えなければならない。

(試験委員の選任及び解任の届出手続)

第18条の2 法第15条の17第5項において準用する法第15条の6第3項の規定による届出は、次の事項を記載した届出書を知事に提出してしなければならない。

(1)～(3) 略

(試験事務規程の認可の申請)

第18条の3 法第15条の17第5項において準用する法第15条の8第1項前段の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、申請書に、試験事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第15条の17第5項において準用する法第15条の8第1項後段の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(事業計画等の認可の申請)

第22条 法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、申請書に、事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(2級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第23条 略

(2級建築士等試験事務の休廃止の許可の申請)

第24条 法第15条の6第3項において準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとする指定試験機関は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(公示)

第25条 法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、県公報で告示することによって行う。

(事務所登録の申請)

第26条 法第23条第1項又は第3項の規定による建築士事務所の登録を受けようとする者は、省令第20条の規定による登録申請書等を所管総合事務所の長に提出しなければならない。

(事務所登録の通知)

第27条 法第23条の3第2項の規定による通知は、所管総合事務所の長が第6号書式による通知書を交付して行う。

2 前項の規定は、法第23条の4第3項の規定による通知をする場合に準用する。

3 法第23条の8又は法第26条の規定により登録を抹消され、又は取り消された者は、第1項の規定により交付された通知書を所管総合事務所の長に返納しなければならない。

(事業計画等の認可の申請)

第18条の4 法第15条の17第5項において準用する法第15条の9第1項前段の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、申請書に、事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第15条の17第5項において準用する法第15条の9第1項後段の規定による認可を受けようとする指定試験機関は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(2級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の5 略

(2級建築士等試験事務の休廃止の許可の申請)

第18条の6 法第15条の17第5項において準用する法第15条の13第1項の規定による許可を受けようとする指定試験機関は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(公示)

第18条の7 法第15条の17第5項において準用する法第15条の4第1項及び第3項、法第15条の13第2項、法第15条の14第4項並びに法第15条の15第2項の規定による公示は、公報で告示することによって行う。

(変更等の届出及び業務に関する報告書の提出)

第28条 法第23条の5及び法第23条の7の規定による届出並びに法第23条の6の規定による報告書の提出は、所管総合事務所の長に対して行わなければならない。

(登録簿等の閲覧)

第29条 法第23条の9各号に掲げる書類は、鳥取県生活環境部住宅政策課及び所管総合事務所の生活環境局建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。

第2号書式(第2条関係)

2級建築士免許証 木造	
(氏名)	年 月 日生
2級建築士登録番号 第 号 木造	
建築士法(昭和25年法律第202号)により 建築士の免許を与えたことを証する。	
年 月 日	職 氏 名 印

第3号書式(第4条関係)(郵便はがき)

略

第2号書式(第2条関係)

2級建築士免許証 木造	
本籍地 (氏名)	年 月 日生
2級建築士登録番号 第 号 木造	
建築士法(昭和25年法律第202号)により 建築士の免許を与えたことを証す	
年 月 日	職 氏 名 印

第3号書式(第8条関係)(郵便はがき)

略

第4号書式(第13条関係)

実務経歴書

(記入注意)今までの建築に関する事務の経歴について年代順に書いて下さい。自家営業も含まれます。印欄は記入しないで下さい。

勤務先 (部課 まで)	所 在 地 (番 地 ま で)	在職期間		地 位 職 名	職 務 内 容	できる だけ具 体的に	
		年 月 月	年 数				
審査		(1)	(2)	(3)		經由庁 記載欄	

(責任者職
氏名)印

第5号書式(第2条の2関係)

登 録 通 知 欄	建築士事務所登録通知書	
	建築士法第23条の3第1項の規定により登録簿に登録したので同条第2項の規定により通知します。	
	登録番号	第 号
		(氏 名)
	登録年月日	年 月 日
		職氏名 印

建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称	
	所 在 地	電 話 番
	1級建築士事務所、2級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	建築士事務所

登 録 申 請 者	個人 で あ る と き	ふりがな 氏 名	建築 士 の 資 格	1級建築士 2級建築士 木造建築士 な し
		住 所		
	法 人 で あ る と き	ふりがな 名 称		
		事務所所 在 地		
		役員の役 名及び氏 名		

建 築 士 事 務 所 を 管 理 す る 建 築 士	ふりがな 氏 名		登録番号	第 号
	1級建築士、2級建築士又は木造建築士の別	建築士	登録を受 けた都道 府 県 名 (2級建 築士又は	

木造建築
士の場合)

記入上の注意 1 印欄は記入しないで下さい。
2 のある欄は該当する の中に、
レ印をつけて下さい。

第4号書式(第14条関係)

2級 建築士試験受験申込書(学科、建築設計製図)
木造

略	略
	注意 略
	略

第6号書式(第13条関係)

2級 建築士試験受験申込書(学科、建築設計製図)
木造

略	略
	注意 略
	略

第5号書式(第14条関係)

実務経歴書

(記入注意) 今までの建築に関する事務の経歴について年代順に記入して下さい。自家営業も含まれます。 印欄は記入しないで下さい。

勤務先 (部課 まで)	所在地 (番地 まで)	在職期間		地 位 職 名	職務 内容	できる だけ具 体的に
		年月 - 年 月	年数			
審査		(1)	(2)	(3)	經由庁記載欄	
					(責任者職氏名)印	

第6号書式(第27条関係)

登 録 通 知 欄	建築士事務所登録通知書	
	建築士法第23条の3第1項の規定により登録簿に登録したので、同条第2項の規定により通知します。	
	登録番号 第 号 (氏 名)	
	登録年月日 年 月 日 職氏名 印	
建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称	
	所 在 地	電 話 番
	1級建築 士事務 所、2級	

務 所	建築士事 務所又は 木造建築 士事務所 の別		建築士事務所	
登 録 申 請 者	個 人 で あ る と き	ふりがな 氏 名	建 築 士 の 資 格	1級建築士 2級建築士 木造建築士 なし
	住 所			
	法 人 で あ る と き	ふりがな 名 称		
		事 務 所 所 在 地		
		役員の役 名及び氏 名		
建 築 士 事 務 所 を 管 理 す る 建 築 士	ふりがな 氏 名		登 録 番 号	第 号
	1級建築 士、2級 建築士又 は木造建 築士の別	建築士	登録を受 けた都道 府 県 名 (2級建 築士又は 木造建築 士 の 場 合)	
	管理建築 士講習を 修了した 年月日	平成 年 月 日	修了証番 号	
記 入 上 の 注 意	1 印欄は記入しないで下さい。 2 のある欄は該当する の中に、 レ印をつけて下さい。			

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後											改正前										
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)											別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)										
個別事項に係る事務処理権限											個別事項に係る事務処理権限										
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称		
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者			委 任 決 断 権 者				種 類	内 容	知事	専 決 権 者			委 任 決 断 権 者				
				部長	課長	地方機関 の長	部長	課長						地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長				
略											略										
住宅 政策 課											住宅 政策 課										
二十二 建築 士法(昭和 25年法律第 202号)に 基づく知事 の権限に属 する事務)											二十二 建築 士法(昭和 25年法律第 202号)に 基づく知事 の権限に属 する事務)										
2 同法第5条の規 定による二級建築 士及び木造建築士 の免許の登録、免 許証の交付又は免 許証の届内の受理											2 同法第5条の規 定による二級建築 士及び木造建築士 の免許の登録又は 二級建築士の免許 証の交付										
略											略										
11 同法第15条の6 の規定による指定 講堂建築の指定											11 同法第15条の17 の規定による指定 講堂建築の指定										
略											略										
略											略										
略											略										

附 則

この規則は、公布の日から施行する。